

別紙

特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準について（平成 31 年 3 月から適用）

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域[※]にある各サービス事業所数が 5 事業所未満[※]である場合。

※通常の事業の実施地域とは、各事業所で定める実施地域とします。

※事業所数カウントの基準日は当該判定期間の初日とします。

- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合（八戸市は非該当）。
- (3) 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下である場合。
- (4) 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下である場合。
- (5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合。

① 事業者が青森県介護サービス事業所認証評価制度において認証を受けている。

② 下記の加算を算定している。

【訪問介護】

特定事業所加算 I

【通所介護、地域密着型通所介護】

A D L 維持等加算 または 事業所評価加算（算定している通所型サービスと一体的に行っていること）のいずれか

③ 上記以外で、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合

※地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けていること。

- (6) その他正当な理由と八戸市が認めた場合

※実際の判断にあたっては、質問票によりご相談ください。

《再計算》

上記の要件を満たす計画を除外して再計算した結果、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数が 80% 以下であれば、減算なしとします。

(5) 及び (6) については、届出時に「理由書（参考様式）」を添付してください。

【参考】

- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 20 号）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日 老企第 36 号）